

外国人労働者受け入れ試論 (二・完)

村下 博

- 一 本稿の目的と問題の限定
 - 1 本稿の目的
 - 2 問題の限定
- 二 外国人労働者受け入れをめぐる論点
 - 1 諸家が示す論点
 - 2 経済界が示す論点
 - 3 政府および関係機関が示す論点(以上第六四号)
- 三 外国人労働者受け入れをめぐる主要論点
 - 1 論点の整理
 - 2 主要論点として何をとりあげるか
 - 3 少子・高齢化対策と外国人労働者の受け入れ
 - 4 アジアの一国としての日本と外国人労働者の受け入れ
 - 5 送り出し国の自立的発展と外国人労働者の受け入れ
 - 6 規制緩和政策と外国人労働者の受け入れ
 - 7 治安政策と外国人労働者の受け入れ
 - 8 「外国人法」の整備と外国人労働者の受け入れ
- 四 外国人労働者受け入れ試論の提唱
 - 1 新自由主義と外国人労働者の受け入れ

- 2 主要論点と日本の克服課題
3 一定のまとめ(以下本号)

三 外国人労働者受け入れをめぐる主要論点

1 論点の整理

主要論点の検討に入る前に、若干の論点整理を行っておきたい。上述に紹介したように、個人、団体、政府およびその関係機関は、外国人労働者の受け入れをめぐる数多くの論点を提起している。そこで、論点整理にあたっては、さしあたり二つの時期を想定して論点を提示することにする。二つの時期とは、第三次出入国管理基本計画が出された二〇〇五年から二〇一〇年ぐらいの五年ぐらいを「当面する時期」とし、二〇一〇年から高齢化のピークとされる二〇二五年ぐらいの一五年を「中長期」とすることにしたい。

(一) 当面する論点

やや羅列的ではあるが、当面する論点としては次のようなものが列举できる。⁽³¹⁾

(イ) たかだか一〇数万人にしか満たない専門的、技術的能力を有する外国人労働者の受け入れをどう拡大していくか(主に経済団体は、在留資格・期間の規制緩和という形で要求している)。

- (ロ) 研修生・技能実習生制度の運用における規制緩和によって、現在よりも大幅な増大をどのようにはかつていくか（これらの制度については、チープレイバーの利用として数多くの問題点が露呈しており、批判も多い⁽³²⁾）。
- (ハ) 留学生の卒業後の就労機会をどのように増加させていくのか。そのために、日本語教育の拡充、キャリア形成、奨学金の拡充をどのようにしていくか（留学生受け入れ増大の政策が、近年不法就労対策として、受け入れ縮小にあることとの関連をどうみるか）。
- (ニ) 高度熟練外国人労働者と同種の日本人労働者との競合をどのように調整していくのか（高度熟練外国人労働者の受け入れ増大を通じて、ますます日本人労働者の労働条件水準の低下をさせる意図が見えかくれするが、このことをどのように考えていくのか）。
- (ホ) 不法就労防止、不法滞在者数の減少を通じて、治安対策をどのように確保していけばよいのか（この間、外国人犯罪の増加・凶悪化が意図的に宣伝されているが、不法・合法を問わずまじめに働く外国人労働者と組織的犯罪集団による事件、あるいは不慣れ故の形式犯の事件などと、意図的に混同させているのではなからうか）。
- (ヘ) 現行法で受け入れのできない業・職種での受け入れをどのように拡大させていくのか。現在および近未来の人手不足業・職種における受け入れをどう拡大させていくのか（業・職種としては、製造現場・農業・コンピュータ開発の分野、IT人材受け入れのための要件緩和、医療・看護・介護・育児・家事の分野、メイドがあげられているが、不足というだけで簡単に受け入れ拡大に踏みきっていいものだろうか）。
- (ト) 日系人労働者の定着・定住化にともなう数多いかつ必要不可欠の課題をどのように解決していく必要があるのだろうか（とくに、教育・社会保障・住民生活などの実態をふまえた制度の改変、住民交流などをどのように展開していけばよいのだろうか）。

(チ)雇用形態として、派遣ではあきたらず、「請負」の就労形態を主張する経済団体のいう使用者としての免責という責任逃れの状況を、いかに「直接雇用」にかえていくにはどのようにすればよいのだろうか(現在、外国人労働者は、合法就労であっても、間接雇用の割合が増大し続けており、これにあきたらず、請負を一般化しようとする企みをどのように阻止していけばよいのだろうか)。

(リ)現在の日本の外国人労働者の内訳をみると、合法が少数で不法が多数であり、このことは先進国の中でも日本の異質かつ特異なものであり、この異質かつ利己的な状況をどのように変えていくべきだろうか(実質一五万人前後の合法と六〇〇二〇〇万人におよぶ不法の存在は現行入管法制度と政府の政策の結果であり、このことを変えない限り、本格的政策論議が成立しない状況をどのようにすればよいのだろうか)。

(ヌ)近年アジア地域で二国間のFTA・EPA交渉が活発となり、少なからずの二国間協定が締結されているが、いわゆる発展途上国あるいは中進国から日本に特定分野の受け入れを要請されているなかで、現段階ではみるべき交渉成果を生んでおらず、日本はどのように対処すべきであろうか(日本からは資本、商品の自由化を求め、相手が労働力の自由化を求める図式化を、どのように考えどのように変えていけばよいのだろうか)。

(ル)現行出入国管理制度の枠組みと外国人集住地の実態とのギャップをどのように埋めていくか、あるいは整合性のある制度をどのようにつくっていけばよいのか(現行法およびその制度は外国人労働者の本格的受け入れを全く想定しておらず、集住地域においては教育法制、労働法制、社会保障法制、外国人登録法制が矛盾の極限に達しており、どのようにこのギャップを解決していけばよいのだろうか)³³⁾。

(ロ)先進各国が採用しているアムネスティー(暫定的合法化措置、例えばアメリカの三年滞在と一定所得を要件とするグリーンカードの交付)を日本においても採用していくのか、また、採用するにはどのようにすればよいのか(現

在の政府の姿勢からすれば、全く採用される余地がないようにみえるが、この閉塞状況を変えるには、どのようにすればよいのだろうか）。

(ワ) 国際条約・憲法・労働関連法規に定める内外人平等原則、平等取扱い、均等待遇の基本理念に基づいて、どのように差別待遇を是正していくのか（日本の使用者の遵法精神の欠如とも相俟つて、外国人労働者を差別するあるいはチープレイバーとして利用するのは当然とする法違反をどのように打ち破っていくことができるだろうか）。

(カ) 外国人雇用を想定していない現行労働法規を、外国人雇用を前提としたものに改編していくには、どの点を改正する必要がある、その改正のためにはどのようにすればよいのだろうか。また「外国人雇用法」を労働法の理念を基本にどのように構想していくか（例えば、日本語未熟ゆえの日本の労働法規の認識不足をどのように解決していくのか。また、紛争が発生した場合、外国人労働者が自ら解決手続を容易にとれるようにするか、どのようにすればより迅速かつ効果的な手続となるだろうか）。

(ク) 職場における労災・職業病防止のために、安全・健康教育をどのように周知徹底させていけばよいのだろうか（日本語が読めないゆえの事故発生が多く、この危険な職場環境をどのように改善していく必要があるのだろうか）。（タ）いわゆる移住労働者条約やILO移住労働者関連条約の批准を、外国人労働者受け入れの前提かつ必須とするためにどのようにしていけばよいのだろうか（論点を提起する個人、団体のなかで、この点を提起するものが数少ない状況をどのように考えればよいのだろうか）。

(レ) 政府における外国人・外国人労働者政策形成のなかで、いかに各省庁の適正な役割と統一的対応策を確保していくことができるだろうか（現在、入管法の大改正の一九八九年以来課せられていたバラバラの行政対応の解消という要請は、未だに達成されておらず、この状況を迅速に変えていくにはどうすればよいのだろうか）。

(ソ) 外国人労働者の受け入れ政策については、政府部内で未だに法務省が排他的権限を行使しており、このことが適切かつ統一的な政策形成を妨げている状況をどのように打破していけばよいのだろうか(法務省が出入国管理のみで外国人労働者の受け入れを行うことは、在留中の労働・生活にかかる政策を政府全体としてサポート・ジュする結果となっており、この政策形成における基本矛盾をどのように打破していけばよいのだろうか)。

(ツ) 外国人・外国人労働者政策および法制においては、国と自治体で統一的対応ができていない状況にあり、政府はむしろ外国人を受け入れている自治体での困難・問題点・現行法制の限界から学び、自治体における外国人居住を前提とする法整備を行うにはどのようにすればよいのだろうか(自治体が積み重ねる施策と経験とその限界は、今後の政府の政策および法制の土台とすべきであるが、そのためにはどのようにすればよいのだろうか)。

(ネ) そもそも日本はすでに外国人労働者の受け入れ国であるが、個人・団体の論点提起をみても(ツ)の視点が欠如しているように思われるが、この認識不足というか事実無視の異常さをどのように変えていけばよいのだろうか(日本政府の政策の特質として、基本的には外国人労働者を受け入れないとする政策と法制であり、その矛盾のなかで経済団体の要請に従い、壊れた蛇口のように徐々に事実上受け入れを拡大してきており、この厚顔無知ともいえる状況をどのように変えていくべきであろうか)。

(2) 中長期的な論点

上述の当面する論点と深くかかわり重複するものもあるが、あえて次のようなものを中長期的論点として提示しておきたい。

(イ) 少子・高齢化対策としての外国人労働者の受け入れ

第二次世界大戦直後の日本の総人口は約七五〇〇万人であり、はじめて人口減少を経験する現在の総人口は約一億二〇〇〇万人強である。この人口減少は、少子化だけでなく高齢化の促進をとまなうもので、高齢者の人口比率のピークは二〇二五年とされている。いずれにしろ今時の人口減少は、可働人口の減少の促進を意味するもので、このまま放置すれば、国民経済の規模の縮小あるいはGDPを基準とする成長率の低下を招くことになる事態に至ることに対して、労働力不足を補うために外国人労働者の受け入れを大幅に増大させる必要があるとする主張が経済団体を中心に行われている。

そこで論点となるのは、少子・高齢化のための労働力不足対策として、外国人労働者を大量に受け入れることに妥当性あるいは正当性があるや否やである（一説には数百万人単位の受け入れが必要とする主張があるが、果たして日本にはそれだけの外国人労働者を受け入れるだけの受け入れ体制が存在するであろうか、またその体制を準備しているであろうか）。

（ロ）大量の外国人労働者受け入れのための不可欠な条件

そもそも一般論としては、外国人労働者受け入れにとつて不可欠な事柄として次の二つがある。一つは、外国人労働者の量（数値）と質（業・職種）をどのように決定していくかである。もう一つは、外国人労働者の受け入れ体制をどのように整備していくかである。

前者については、中長期的にみてどのような分野（業・職種）でどれだけの労働力が不足するかをどのように見きわめ質量にかかわる受け入れ計画を立案できるか否かが論点となる。

後者については、「労働力を受け入れたと思つていたら人間が来た」という労働力移動をめぐる格言に示されているように、人間の生存にかかわる労働・社会保障・教育・生活などの受け入れ体制をどのように整備・確立すること

ができるか否かが論点となる（前者の論点にかかわって、総量規制の方法の模索、事業場単位の外国人労働者比率の設定、留学生の新卒者の採用拡大、研修生・技能実習生制度の拡充などが提起されているが、このような小手先の議論で対応できるのであろうか）。

（八）アジアの中の日本と外国人労働者の受け入れ

南米日系人労働者を除くと、日本で働く外国人労働者のほとんどはアジア地域の出身者である。この事実から出発すると、大局的には日本はアジアとくに東アジア・東南アジアにおいてどのような地位を占め、どのような役割を果たしていくかが問題となってくる。⁽³⁴⁾この点からみると、現在のアジアにおける日本の実相とアジア諸国の日本に対する受けとめ方は、どうなっており、今後どうすべきかが論点となってくるであろう。

続いてより具体的には、FTA・EPA交渉にみられるように、アジアにおけるヒト・モノ・カネ・情報・技術などの移動のあり方はいかにあるべきかが論点となってくる（現在の日本の対応をみると、国際競争力強化のみを標榜して自国のことにのみ専念する姿勢が顕著であり、果たしてこのような姿勢で外国人労働者の受け入れについてアジア諸国の理解を得ることができ得るであろうか）。

（二）送り出し国の持続可能な経済発展と外国人労働者の受け入れ

経団連さえも、受け入れ・送り出し国双方のメリットある労働力移動を三原則の一つとして列挙している。真意がどこにあるかは別としてこのこと自体にはなんの異論もない。このことにかかわって、送り出し国の人材流出が母国経済の発展に障害とならないようにし、帰国後母国経済の発展に寄与する人材育成を行うことが大切との主張もみられる。

このような原則や考え方がアジアの労働力移動に一貫してつらぬかれておれば、また今後つらぬかれていけば、疑

問の余地をはさむことは一切ない。

ところが、日本にかかわる労働力移動の現状をみると、エンターテイナー、研修・技能実習生、間接雇用の高比率、最賃以下の時間給、職業訓練の皆無などの問題が数多く発生しており、上述の原則や考え方が十全に貫徹されているとは到底言いたいといえる。

このような理念と現実の乖離あるいは送り出し国への貢献度の低さを考えると、日本の外国人労働者の受け入れが程度の差はあれ、送り出し国の持続可能な経済発展につながるか否かが論点となってくる⁽³⁵⁾。むしろ、現実を優先するよりも理念を優先させるための論点であるのかもしれない。

(ホ) 外国人労働者の多様性と日本経済の活性化

よく主張される「日本人労働者では代替できない」職種に外国人労働者を導入するという受け入れ理由が散見される。このことを善意に解すれば、言語・衣食住などの異質性と特色、生活習慣、宗教などの文化の多様性を日本に根づかせ、そのことによつて日本を多文化共生社会に変身させていく契機となるととらえることができれば、それはそれで大変結構なことであろう。

ところで、外国人労働者が働く現場をみるとまた日常の外国人の住民生活をみると、上述の文化の多様性を生かすどころか、外国人労働者をもつ異文化を抹殺しチープレイバーとしてのみ酷使する現実、あるいは外国人排除の世相しかみえてこないのは、私だけだろうか。そこで、日本の社会、住民生活、労働現場において異文化を受け入れ、多文化を享受することができるか否かが論点となる⁽³⁶⁾（ただ、エスニック料理や民族衣装を気ままに、またつまみ食いのごとく楽しむことは散見されても、異文化を、心底理解する努力は果たして日本社会にあるのだろうか）。

(ハ) 治安政策と外国人労働者の受け入れ

外国人労働者問題が本格化する一九九〇年代当初から、「治安悪化のおそれ」、「犯罪発生率の向上」などの受け入れ困難の理由が提起されてきた。このような一般論ともいえるべき治安悪化論を一貫して提起しながら、資本の需要に応えるためには徐々に受け入れの間口を巧妙に開いてきたというのが、この一〇数年の経緯といえるであろう。

このような経緯と現在の状況とでは相当変化していると考えられる。むしろ、不法就労防止策にしても不法残留者数の削減にしても、明らかに従来とは異なる姿勢がみとれる。それは、本格的に治安対策の強化が平然と叫ばれている点である。この点に関しては、戦前以来の外国人管理政策としての治安対策の強化策を払拭することができるか、また外国人労働者を敵視し、犯罪集団とみる治安政策を日本がのりこえられるか否かが論点となってくる。⁽³⁷⁾この論点は、外国人排除政策という長きにわたって根底にある日本社会の「体質」ともいえるものをどのように徐々に改善していけるかどうにかかっているものである。その前途は相当厳しいと考えられる。

(ト)「外国人法」の整備と外国人労働者の受け入れ

外国人労働者の受け入れにあたっては体制の整備が必要であることは、上述した通りである。法制度が外国人労働者の受け入れにとって適合しており、十全に整備されているか否かが論点となる。⁽³⁸⁾正直いって、憲法その他の法律が外国人が居住し就労することを想定しているかどうかをみると、十分とはいえないのではないかと強い疑念が湧いてくる。現在存在する外国人法制としては、出入国管理及び難民認定法と外国人登録法ぐらいのものである。この二つの法律で、外国人の生活・労働・教育・社会保障などの不可欠な事柄を十全にカバーすることなど到底無理というものである。そうだとすれば、日本において十全な外国人法制をいかに構築していくか、またいけるかどうかが論点となってくる。

2 主要論点として何をとりあげるか

これまでわが国で提起されている外国人労働者受け入れをめぐる論点を素材にして、当面する論点と中長期的な論点とに一応分けて、論点の整理を行った。この作業で感じることは、それぞれの論者・団体によって、射程距離の異なる論点が多々提起されていることである。このことは、ある意味では、個人と団体によって守備範囲が異なり、従って当然に提起する論点の視野の長短あるいは論点の相違があらわれることは、避けられないことかもしれない。

このように、種々の短・中・長期の論点が提起されるなかで、すべての論点をまんべんなく検討することは不可能である。というよりもそのこと自体あまり意味がないことかもしれない。それは、本稿の目的が外国人労働者受け入れ試論を示すことにあり、試論の提唱にあたってその範囲内で必要不可欠な論点のみを検討しておくことにあるからである。

そこで主要論点の検討にあたっては、試論の提唱との関連において、必要最小限の論点の検討にとどめたいと考える。ところがここで問題となるのは、受け入れ試論の射程距離をどこにおくかである。また、受け入れ国としての日本は、受け入れ実態、受け入れの質と量、受け入れ体制の整備がどのような段階にあり、どのような問題が提起されているかについても、前提問題として問題になってくるであろう。⁽³⁹⁾そこで、本稿で提唱する受け入れ試論としては、日本の受け入れ総体の段階をふまえつつ、中長期的な視点から受け入れ試論を提起することにした。

上述のような視野あるいは視点から、外国人労働者の受け入れをめぐる主要論点として、次のようなくつかの論点を検討することにしたと考える。

- ① 少子・高齢化対策と外国人労働者の受け入れ
- ② アジアの一国としての日本と外国人労働者の受け入れ
- ③ 送り出し国の自立的発展と外国人労働者の受け入れ
- ④ 規制緩和政策と外国人労働者の受け入れ
- ⑤ 治安政策と外国人労働者の受け入れ
- ⑥ 「外国人法」の整備と外国人労働者の受け入れ

上述六つの主要論点を検討するなかで、事実としての受け入れ国としての日本から、自国のことにのみ専念しない受け入れ国としての日本となるためには、いかなる外国人労働者受け入れ試論が求められているかを模索していきたい。

3 少子・高齢化対策と外国人労働者の受け入れ

少子・高齢化が加速する日本にあつて、国民経済の規模を維持ないし拡大するためか、GDP成長率を向上させるためか、国際競争力を強化させるためか、いずれにしろ、労働力不足対策として外国人労働者を大量に導入すべきとする主張が、経済界を中心に主張されている。

この労働力不足対策として外国人労働者を受け入れるとする論調に妥当性がありや否やについて、まず検討すべきであろうと考える。この妥当性如何については、相当広い視野に立つて検討していく必要がある。ここでは、打開策も展望もない少子化・高齢化対策そのものを検討することが主要な目的ではない。むしろ、検討されるべきは、国

民経済規模の拡大、成長率の向上、国際競争力の強化という目標自体に正当性や妥当性があるや否やであろう。

そこでまず第一に、国民経済規模の拡大（成長・国際競争力を含むものとして）の正当性・妥当性について考えてみよう。⁽⁴⁰⁾

根本的な疑問として、国民経済の規模はつねに拡大し続けなければならないものであろうかということ提起しておきたい。好況と不況の循環、構造的な不況、失われた一〇年などの用語や言葉が乱れとぶ昨今にあつて、規模の拡大は必要がないあるいは成長率は問題でないと主張することは、「非国民」との罵声を浴びせられるかもしれない。そのことを覚悟のうえで、あえて私は現段階で、規模拡大論、成長率唯一指標論に対して異論を唱えておきたい。

そのために第二次世界大戦後、日本の戦後六〇年を素描しておきたい。敗戦直後の総人口は約七五〇〇万人であり、現在は一億二〇〇〇万人強である。戦後の日本経済は、敗戦による生産手段ゼロから出発し、朝鮮戦争特需で息を吹きかえし、一九五〇年代後半から二度の石油・ドルショックを経ながら一九九〇年までは、高度成長路線を歩み続けてきた。この戦後経済の歩みに五〇〇〇万人の人口増加は、それなりに貢献してきたともいえない。ところが、一九八五年の円高を契機として、バブル経済が五年近く続き、一九九〇年初頭にバブルがはじけ、約一五年間の構造的な不況から抜け出せなくなっている。二〇〇五・二〇〇六両年をみると、やっと構造不況から抜けだし、成長軌道にのる土台ができたとする論調が大勢を占めるかにみえる。一方でまた、世界経済においては一五%前後の富をはじめ出す国として日本が地位を占めるに至つたとする局面にも日本はある。⁽⁴¹⁾

この六〇年の歩みをみると、繊維・鉄鋼・精鋼・自動車・家電などと産業の主役は変化しても、少なくとも六〇年のうち四五年間ぐらいは「物づくり」が中心であった経済構造は、IT・金融・物流が経済の主役となり、今日では経済の主役は「貨幣」となりつつある。すなわち、「貨幣による貨幣の生産」が経済評価指標の唯一の判断基準とな

りつつあるあるいはなっている段階に至っていると総括しうるといえよう。

このような大雑把な六〇年間の総括に学問的妥当性があるや否やについて甚だ心許ない限りであるが、私見からすれば、あたらずとも遠からずくらいであると言つても許されるであろう。当然のこととして、日本経済の歩みが世界経済と全く独立していけるわけもなく、ましてやアメリカに全面的に従属する日本にあつては、上述の現段階を招来させていることは当然といえれば当然かもしれない。

ところで、このようなアメリカ流の経済グローバリゼーションとそれに従属する日本経済の歩みは、今後とも永遠につづくと考えていいものだろうか。⁽⁴²⁾私は、そうではないと考える。目先の貨幣による貨幣の拡大を至上目的とする日米の経済の在り方は、地球環境、経済格差（国際的には南北格差、国内的には一部の富裕化と大多数の貧困化）、民族・地域の文化破壊、平和、民主主義、人権の空洞化・破壊などという人類にとつて最大の否定的側面を招来している。そういう意味では、アメリカ流のニューリベラリズムやネオコンサバティズムの横行は、地球にも人類にも確かな未来を全く保障するものではないといつても過言ではなからう。

このような日本経済の歩みとそれを規定するアメリカ流グローバリゼーションに未来がないとすれば、現在の政策基調たる新自由主義による国民経済の規模拡大そのものに根本的な疑念を抱き、再検討し、異なる選択肢を模索することが求められているといえよう。⁽⁴³⁾このように、経済の歩みと歩みの中身を吟味していけば、国民経済の規模拡大のために、成長率の向上のために、外国人労働者の受け入れを大幅に拡大するとする論調には到底与することはできないと結論づけることができる。

つぎに第二は、国民経済の規模拡大のために、どのような外国人労働者を受け入れようと主張されているのかも検討しておかなければならない。このことの検討にあたっては、次のような問題を吟味する必要がある。

① どのような分野・職種に導入しようとしているか。
② どの程度の熟練度の外国人労働者を導入しようとしているか。
③ 日本の労働市場の重層構造（正社員の減少と非正社員の増大）のなかで、外国人労働者はどのように扱われるのであろうか。

①については、当面する分野として介護・看護の福祉・医療分野と農業分野ぐらいであろう。⁽¹⁴⁾ また今後の少子・高齢化の進展にもなつて労働力不足分野が増加してくると考えられる分野としては、例えば、林野、建設、物流、ビルメンテナンス等々である。職種については、介護士・看護師を除くと、ほとんど職業上の資格が不要な分野への導入が増加してくるものと考えられる。ここでは、上述の分野・職種への導入が果たして必要か否か、妥当か否かについて個別に検討する必要があることだけを指摘しておきたい。ただ、上述の分野・職種にはすでに「不法就労」として導入されている事実にも注目しておきたい。⁽¹⁵⁾

②については、導入が予想される熟練度は不熟練であることが予想される。外国人労働者の導入を主張する経済界の要求は、本社採用の正社員を予定しているのではなく、むしろパートタイマーの非正社員としての導入である。⁽¹⁶⁾ すなわち、日本人労働者の就きたがらない職種への単純労働者の導入を主張していることは明瞭である。現行入管法では認められていない単純労働者を、在留資格要件の規制緩和によるか、研修生制度の悪用によるか、在留資格の新設によるかについては知る由もないが、いずれにしろ、本社の生産ラインでの組み立て上の技術を必要とする現場でなく、パートタイマーの下請企業の労働力不足対策としての導入を意図していることは容易に推測できる。このことは、果たしてチーププレイヤーの悪用という国際的批判を招かないかの懸念を指摘しておきたい。

③については、日本人労働者の間にも差別と分断を招く労働市場の重層化が進行しているなかで、外国人労働者は

どのような位置におかれ、どのような取扱いをうけるかについても検討しておく必要がある。ここでは、外国人労働者は労働市場の一番外側とおうか、あるいは一番最底辺におかれ、徹底した人件費抑制のためのチープレイバーとして位置づけられ、人間としての扱いを受けることはまずないだろうということだけを指摘しておきたい。⁽⁴⁷⁾このような日本の資本にとつてのみ好都合な外国人労働者の受け入れは果たして可能か否か、また許されるか否かについても検討しておく必要がある。

このように、国民経済規模の拡大の中身と、導入される外国人労働者の質や受け入れ条件の両面から考えると、少子・高齢化対策としての外国人労働者の受け入れについては否定的に考えざるを得ないという結論に至ることになる。⁽⁴⁸⁾さらに付言すれば、本題の少子・高齢化対策については何の打開策も政府自身が有していないこと、第二次大戦後の独仏の外国人労働者受け入れ政策の経緯と問題点をみると、要するに、少子・高齢化対策として外国人労働者を受け入れることについては否定的とならざるを得ないことをあわせて指摘しておきたい。

4 アジアの一国としての日本と外国人労働者の受け入れ

「アジアの一国としての日本」という表現は、少々奇異に感じられるかもしれない。ところが、今後外国人労働者を受け入れることを想定した場合には、ブラジル・ペルー以外では（ブラジルは今後日系人労働者を送り出す必要がなくなるかもしれないが）、アジア地域において他には考えられないであろう。すなわち、日本が受け入れる外国人労働者は、東アジア・東南アジア地域が中心となるであろうということである。このように日本への送り出し地域の特定を行えば、日本がアジアにおいてその地位や役割はどういう状況にあり、今後どうなっていくであろうかという

問題は、本問題を考える場合に、避けて通れない論点となろう。ここで、結論的にいえば、日本は、アジアにおいて単なる一国であり、今後アジア諸国との平和的互恵的共存の道以外にないということだけは言いうるであろう。このことに照すと、アジアにおける日本の地位と役割の現状はあまりにもかけ離れたものであり、アジアの一国としての日本という自覚に全く欠けているとすら言いうるであろう。⁽⁵⁰⁾

いずれにしろ、ここでは、アジアの一国としての日本という自覚の醸成と、アジアにおける日本の身の丈にあつた地位と役割の実現のためには、次のようないくつかの問題群を検討しておく必要がある。

そこでまず第一に、日本への外国人労働者の送り出し国・地域の現状をみておきたい。⁽⁵¹⁾ ① 就労可能な外国人登録者のうちで、「研修」は中国、インドネシア、ベトナム、フィリピン、タイの順であり、「就労目的」はアジアでは中国、フィリピンとなつている（この間「興行」は激減している）。また外国人登録者全体をみると、定住外国人を含めてであるが、アジア地域が七割強を占めており、二〇〇五年の総数は約二〇〇万人強となつている。

② 不法就労事件をみるともつと明白となるが、本件事案は近年増加傾向にあり、国籍別では中国（台湾・香港含む）、フィリピン、韓国、タイ、インドネシア、マレーシア、バングラディシュ、ミャンマー、スリランカ、ベトナムの順であり、アジア以外の国籍は皆無に近い状況にある。このように、合法・不法を問わず、日本で働く外国人労働者の大部分は（ブラジル・ペルーは除く）、アジア地域から送り出されているという厳然たる事実が存在している。

今後日本が外国人労働者をどのような量と質において受け入れようとも、送り出し地域としては、東アジア・東南アジアにおいては他にないといえる。そうであるとすれば、受け入れ国としての日本は、アジアにおいてどのような地位を占め、どのような役割を果たすべきかについて真剣に考えるべき時期が到来しているといえよう。⁽⁵²⁾

第二は、アジアにおける経済関係についてである。一〇数年前のアジアにおいては、経済発展の度合の格差を反映

して、受け入れ国、受け入れ・送り出し両側面をもつ国、送り出し国というように容易に分類できる状況にあったところが、近年、中国の飛躍的發展を特質として、従来發展途上国あるいは最貧国に位置づけられていた国々が經濟發展を遂げ、上述の三分類において大きく變化する状況が生まれている。

このようなアジア經濟の動向のなかで、アジア地域において、FTA・EPA交渉が活発となり、二国間あるいは多国間・特定地域間のFTA・EPA協定が締結されるに至っている。⁽⁵³⁾このような二国間・多国間の經濟的結びつきが強化されるなかで、日本はいかなる状況におかれているのであろうか。率直に言えば、先進国としての日本が先端技術品目を押しつけ、他方で發展途上国からは一次産品・中間品目・労働力の自由化を要求する構図のなかで、東アジア地域においても東南アジア地域においても、FTA・EPA当事者としての日本については無視あるいは軽視されているように感じられてならない。このような日本の孤立化の反面、日本を除く東アジア・東南アジア諸国は貿易自由化交渉を活性化させ、經濟的結びつきを一層強化させている動向がみられる。日本を除くアジア諸国は、上述の經濟關係結びつきの強化のなかで、「アジア共同体構想」を展望している段階にきているとみても間違いはなからう。⁽⁵⁴⁾

この共同体構想について、私は別の機会に次のように指摘しておいた。すなわち、「アジア地域の文化・宗教・政治等の特殊性を指摘したうえで、アジアをいくつかのブロックに分けて經濟圏を構想するほかなからう。例えば、東アジア・東南アジア・南西アジアなどが考えられる（またいくつかの困難な要因を指摘して）、この構想は決して夢物語ではなく、現実の困難さを超えるところの必要性は強まっていると言えよう」と。⁽⁵⁵⁾この指摘において、当時の私の認識では思い切ったものを提起したつもりであるが、この二年間の動きは、私の予想をはるかに超えて動いていると痛感している。それも、日本が主役であるどころか、日本が除外された状況においてである。

このアジアにおける日本の疎外状況について次のような指摘がある。すなわち、「戦後六十一年目の終戦の日に、小

泉純一郎首相はA級戦犯を合祀した靖国神社を参拝した。自らの思いにこだわる首相の行動はアジアの時代に冷水を浴びせる。ポスト小泉は戦後にけじめをつけ、『ポスト靖国』の信頼ある国をめざす責務を担っている。

織り込み済みですませられるのか。退任間近だから許されるのか。首相の靖国参拝には思慮深さが欠けている。

第一に首相の歴史認識と行動の間にズレがある。首相はあの戦争を『誤った戦争』とみる。東京裁判を認め、A級戦犯を『戦争犯罪人』と認識する。富田朝彦元宮内庁長官のメモで、昭和天皇はA級戦犯合祀に不快感を示し靖国参拝を取りやめたことが判明した。

戦争指導者には、無謀な戦争で苦難を強いられた日本人に対する国内責任があり、侵略を受けたアジアの人々などに対する国際責任がある。戦争責任をあいまいにして、国民の理解も国際社会の信任も得られない。

第二に国際感覚にもズレがある。東アジア共同体構想を掲げながら、なぜ靖国参拝であえて中国、韓国を怒らせるのか。日中首脳会談も開けない事態は、国際政治を不安定にする。米国も首相の靖国参拝による日中冷却を憂慮し始めている。

第三に経済認識の問題がある。冷戦後のグローバル経済はアジアの興隆で歴史的転換期にある。日本経済の復活はアジアの発展に依存する。その成長力をどう取り込むかがカギなのに『政治』は民間主導の東アジア経済圏に水を差す⁽⁵⁶⁾。また、次のことも指摘する。すなわち「靖国問題で具体的な打開策を詰めるときでもある。A級戦犯を分祀する案がある。新たな国立追悼施設を建設する案もある。靖国神社を改組し非宗教法人にする案も再浮上した。政府首脳を含めだれも行ける施設にすることが求められている。しかし、大事なものは形だけでない。戦争責任の自覚である。

アジア外交の再構築はそこから始まる。日米同盟の強固な基礎の上に立ち『ポスト靖国』のアジア包括戦略を打ち

出す段階である。

エネルギー・環境分野の協力はその柱になる。東シナ海のガス田開発を日中共同で実施する。欧州連合（EU）の出発点である石炭鉄鋼共同体をめぐる仏独協調に学ぶべきだ。そこにあつたのは、平和への強い政治的意志と思慮深さだった。

東アジア自由貿易協定（FTA）を締結し、アジア通貨単位（ACU）をてこに金融協力を深めることも課題になる⁽⁵⁷⁾と。

この指摘すべてに同意するものではないが、その基調において私の認識と、民間主導・日米同盟等を除いては、同じくするものである。アメリカ最重視の二辺倒が将来において日本の行方を危うくすることを感ずるがゆえに、アジアの一国としての日本という自覚が強く求められているのではなからうか。

上述したように、日本が受け入れている外国人労働者の国籍・地域の実態、その裏腹としてのアジアにおける日本の孤立化状況を重ね合わせると、また将来外国人労働者の受け入れを質量ともに現在よりも増加させようとするならば、アジアにおける日本の地位と役割について再検討する必要性に迫られていると言えよう。ただここで断っておきたいことは、貿易自由化の対象品目として労働力をも対象とすることは私としては反対であることである。なぜなら、労働力は一人ひとりが人生を背負う人間であるからである⁽⁵⁸⁾。

5 送り出し国の自立的発展と外国人労働者の受け入れ

日本が外国人労働者を受け入れる場合、受け入れ国としての都合のみに基づいて受け入れてはならないことは自明

のことであろう。そうだとすれば、送り出し国の政治的、経済的な自立的発展にとってプラスとなる労働力の送り出しが必要であり、受け入れ国の側からすれば送り出し国のプラスとなる受け入れが必要であり、いずれがマイナスとなってもいけない労働力の移動が基本原則となるべきであろう。

ところで送り出し国、受け入れ国双方にとってプラスとなる労働力移動という枠組みは果たして可能であろうか。残念ながら、労働力移動の過去および現在をみても、そのような理想的な枠組みあるいは経験を見つけたことは極めて困難なことである。例えば、計画的な労働力送り出しと国民経済の発展の双方を推進しようと努力してきたフィリピンの経験は、上述の理想的なモデルを達成し得ていない状況にある。それどころかフィリピンは労働力の輸出に依存せざるを得ない国民経済の現状から抜け出せないままである⁽⁵⁹⁾。

一方で、外国人労働者を不法・合法を問わず相当の量を受け入れている現在の日本をみると、建前上では送り出し国のプラスとなるあるいは発展に寄与する受け入れを行うとしているが、実際にはそうはなっていないといえる⁽⁶⁰⁾。むしろ、日本にとつてのみ都合のよい合法就労はごくわずかであり、日本にとつて都合の「悪い」大量の不法就労の存在を放置したままである（実際上は、日本経済に大いに寄与しているのであるが）。そうであるがゆえに、外国人労働者の将来的な受け入れを展望するのであれば、現在の自国のことに専念する受け入れ政策を転換し、送り出し国の自立的発展を促進する受け入れ政策を模索しなければならないであろう。

例えば、職業団体たる看護協会の根強い反対で、受け入れの要件は相当厳しく、また受入数も現行FTAによればごくわずかであるが、看護師の受け入れについて、ある論者は次のような問題点を指摘している。
すなわち、「先進国は少子高齢化をむかえて、高齢者介護に長けたベテラン看護師の不足に悩んでおり、米英はこれを海外からの出稼ぎ労働者で補充しようとしている。具体的には、南アフリカの大病院の優秀な看護師を引き抜い

た例が紹介されていた。この例では、そのために今度は南アの病院で看護師が不足するという深刻な事態が生じた。そこで、南アは不足をガーナからの出稼ぎ看護師で補うという行動に出たが、これが今度はガーナでの看護師不足という状態を生み出した。このような玉突き現象が生じているのである。そもそも引き抜きがなくても人材不足に悩んでいる途上国の病院にとつては、火に油を注ぐような現象である。

看護師さん個人にはいろいろな家庭の事情があつて、収入が必要で、海外での看護労働は金銭的には魅力がある。その魅力に打ち克つことは難しい。また米国には途上国の看護師の引き抜きを専門にする会社がある。引き抜き交渉が成立するたびに社員が歓声を上げるオフィスの様子が『富の攻防』の画面(二〇〇三年NHKスペシャル「地球市場 富の攻防(全一〇回)」)に映し出されていた。先進国のこうした利己的な引き抜き戦略に対して、南アのマンデラ大統領はついに批判の声明を出した。

結局ガーナでの看護師不足は、最終的にはキューバからの医療専門家の派遣で補充されているようだ。(中略) いずれにせよ、資本と労働といった要素市場での自由化は、不安定性を高めているのである。(中略) 労働市場の場合は、右の例では、途上国側の病院経営の不安定性(それは入院患者の健康回復の不安定性に行き着く)に結果している」と。⁽⁶¹⁾

この指摘を日本の場合に引きつけていうならば、アジアにおいては看護師の受け入れはフィリピンということになる(アジアにおいて積極的な受け入れを要求しているのはフィリピンのみである)。受け入れ要件(在留資格上の)や言葉の問題については別途検討を必要とするが、フィリピンが日本に看護師を大量に送り出すことになれば、フィリピンの医療体制およびメディカルスタッフの問題はどうなるのであろうか。今日でさえ、フィリピンにおいてはアメリカへの大量の看護師の送り出しによつて看護師不足が深刻となり、無メディカルスタッフ農村は危機に瀕してい

る。

そのうえに日本に送り出すことになれば、フィリピンの医療体制そのものが崩壊することになる。このような現実を無視して、日本人だけの健康維持ができればそれでよしとするのか。それとも、日本国内で別途の方法で日本人看護師の充足をはかるのか。いずれを採るかといえば、私は後者への努力が先決であろうと考える。看護師が不足しているのではなく、労働の強度と専門性に比べて、低賃金と家庭生活の営みを不能にする劣悪かつ耐えられない労働条件に最大の要因があることは自明のことである。このような現状を放置しておいて、さらに安くて劣悪な労働条件でフィリピン看護師を酷使することは許されることではないであろう。⁽⁶²⁾さらに、送り出し国の看護師育成のコストをピンハネして、外国人労働者を酷使することは、先進国による途上国に対する明らかな搾取となることにも留意しなければならぬ。

看護師の例だけでなく、途上国すなわち送り出し国の自立的発展を阻害する外国人労働者の受け入れについては、理想的な労働力移動のモデルを構築しないかぎり、受け入れについては否定的にならざるを得ないと考える。

6 規制緩和と外国人労働者の受け入れ

政府は、規制緩和政策の推進によつて、今以上の合法就労外国人の受け入れの拡大をはかろうとしている。この動きは今後とも加速するものと予想し得る。例えば、現在の規制改革・民間開放推進会議を衣替えし、二〇〇七年四月から、新たな同種の組織を発足させるという。⁽⁶³⁾この新たな組織が担う「残された規制改革の主な論点」の一つとして、労働分野においては「外国人労働者受け入れのさらなる拡大」を明確に掲げている。さらに新組織のだす答申は政府

へ強制力のあるものとする（現行組織は「首相に意見を述べる」権限のみであるが）をめざしているという（本論とは直接関連するものではないが、このような議会制民主主義を空洞化させる無謀さを許していいものだろうか。それにしても、日本の国会議員諸氏は何をしているのであるか）。

政治手法としても代議制民主主義からしても大いに問題のある規制緩和政策をこり推して、外国人労働者の受け入れのさらなる拡大をねらう動きをどのように考えたらいいのであろうか。ここでは、次の二つの問題点を提起しておきたい。

一つは、この規制緩和政策が外国人労働者特有の問題というより、むしろ日本人労働者にとつても第一議的な問題である点である。一九九〇年当初からはじまる規制緩和政策（民間による公共分野の食い荒らし、社会的規制緩和による国民・労働者のくらしと生命の破壊）は、労働分野においては、徹底した労働条件の自由化、不安定雇用の拡大、労働者の生命と健康の破壊と、総括しても言い過ぎではなからう。具体的には、労働契約規制の自由化、労働時間規制の自由化、派遣職・業種の自由化、解雇規制の自由化などである。このことは何をもちかというかと、正社員の激減と非正社員の激増、雇用期間の短期化・不安定化、サービス残業の合法化、労働者の健康破壊と生命の危機、精神的疾患の激増などである。

このような現状をみると、一八世紀初頭から一九世紀中葉の労働保護規制の皆無、労働者の組織的抵抗の弱さの時代と重複して考えてしまうのは私だけであろうか。いずれにしろ、このような人間扱いしないあるいは人間の尊厳を無視した労働条件・労働破壊の下に、外国人労働者を受け入れることはいかかなものであろうか。やはり、労働者の組織的抵抗・反撃を期待するほかないのであろうか。このような危惧とともに、日本人労働者の最も劣悪な条件下にある層のその外側に組み込まれる外国人労働者の扱われる状態を想像するだけで、労働ルールの皆無への恐怖を感じ

ることしきりである。

もう一つは、規制緩和と政策の下で導入される外国人労働者の社会的地位や労働条件の問題である。ごく少数の優遇される合法就労外国人を除き、多数の合法就労外国人と何の権利保障もない不法就労外国人のおかれた地位と条件は、明らかに悪い条件下にある日本人労働者のそれらと比較してもなおさらに格差がある。厚労省の調査によっても、直接雇用より間接雇用が増加しており（派遣業等）、賃金も日本人労働者に比べて六〇七割ぐらいたとされている。あの調査では、当該地域の最賃時間給よりもはるかに低い二〇〇〇〜三〇〇〇円で、年間総労働時間が四〇〇〇時間をこえる事例も報告されている。⁽⁶⁴⁾

このような想像を絶する劣悪かつ不安定な状況におかれている外国人労働者の現状を全く無視して、外国人労働者の受け入れをさらに規制緩和する動向が上述の政府関係機関からでてきている。日本経団連は、現在の在留資格・期間の要件緩和にあきたらず、問題の多い派遣労働でなく請負の形で外国人労働者を受け入れるよう強く要求している。⁽⁶⁵⁾ 実態として労働者性を有する労働者を偽装請負という形で外国人労働者を受け入れることを規制緩和関係会議や日本経団連、それに追隨する政府は本気で考えているのであろうか。従来からの規制緩和と推進の政府の姿勢からすれば、本気で強行突破してくることも予想される。従来から外国人労働者政策を排他的独占的に立案してきた法務省の出入も注目されるところであるが、最近法務省も財界の要求に抗しきれず、次から次へと在留資格・期間の要件緩和（上陸許可基準の緩和）を進めており、「請負」という形での受け入れに踏み込む可能性は大きいものであるかもしれない。このような政府や財界の動きは、国際労働力移動の国際的ルールからも著しく逸脱しており、また何よりもチープ・レイバーとしての酷使だとして送り出し国を中心とする国際的批判がわきおこることは必然的であろう。

日本人労働者あるいは外国人労働者双方からみて、何の権利保障もない状態で酷使されることはどう考えても異常

としかいいようのないことである。それゆえに労働者の国籍を問わず、雇用形態は直接雇用を不可欠の原則とし、労働条件の公正基準を遵守するルールの確立が求められているといえよう。

7 治安政策と外国人労働者の受け入れ

外国人労働者の受け入れにあたって、外国人を日本国家・社会・社会構成員がどうみるか。もつといえれば敵視ないし「ヨソモノ」とみるのか、あるいは異なる文化をもつ人間とみるのか、この外国人観ともいべきものは、受け入れ政策を左右するものとなる。少し日本における外国人観について概括してみよう。

戦前においては、基本的には外国人を敵視し治安の対象としていたことは明らかである。この外国人観の下で、朝鮮半島と台湾を日本に併合してそこで暮らす人民を「第二級臣民」としてこれまた治安の対象としてきた。

戦後においては、まず日本臣民であった日本在住の朝鮮・台湾人民を、国籍選択の自由を一切与えず、一方的に「外国人」としてしまい、戦前に引き続き治安の対象とすることは変わらなかったといえる。このことは、実質的には今日に至るも継続しているといつて過言ではない。

一九八一年の難民条約批准にもない、法制上はいわゆる定住外国人についてさまざまな権利の否認・制約の若干の改善をしたものの、外国人の権利享有主体についてはいくつもの制約を加えている現状にある。

一九八〇年代後半以降、外国人労働者受け入れ論議が活発化するなかでも、外国人の権利享有主体の認容論議はそれほど深く検討されることなく、現在に至っているといえよう。⁶⁶⁾

このような状況のなかで、数次の出入国管理基本計画において、いわゆる単純労働者の受け入れ拒否の理由として、

表面上は不法就労防止策を標榜しながら、つねに「治安の悪化」あるいは「犯罪の増加」という項目が列挙されてきた。このことに悪のりしてか、悪意からかわからないが、マスコミも外国人犯罪の増加・凶悪化を盛んに吹聴している。

そこで現在の外国人犯罪について若干みておきたい。平成一八年版の『警察白書』によれば、次のように指摘している。まず全般的傾向については、「平成一七年中の来日外国人による刑法犯および特別法犯の検挙件数は四万七千六百五件と、前年より七三七件増加し、過去最多となったが、検挙人員は二万一一七八人と、前年より六六四人減少した。過去一〇年間で、検挙件数は一・七倍に、検挙人員は一・八倍に増加している」という。⁽⁶⁷⁾ つぎに外国人犯罪の背景なるものについて、「社会経済の国際化や深刻な不法滞在者問題を背景として、来日外国人犯罪をめぐる情勢は厳しさを増している。こうした中、我が国に流入した外国人が犯罪集団を形成し、不法な利益を獲得するためにさまざまな犯罪を敢行しており、また、これらがわが国の暴力団や外国に本部を置く犯罪組織と連携して活動する動向がみられ、治安への重大な脅威となつている」という。⁽⁶⁸⁾ ここで少々気になる不法滞在者問題が外国人犯罪の温床かのごとき認識について、同白書では、外国人全刑法犯のうち不法滞在者の比率は一五・三%に過ぎず、上述の検挙人員二万一一七八人のうち不法滞在等の入管法違反は一万一一八三九人（五五・九%）という事実も紹介している。⁽⁶⁹⁾

ここで留意しなければならないことは、まず組織的刑法犯罪と、不法滞在等の入管法違反という形式犯とを厳格に区別しなければならないことである。上述の両者を意図的に混同して外国人犯罪の増加・凶悪化を吹聴することは権力側の悪意にみちた治安的発想そのものである。

このように公権力が作成した白書の邪悪な意図もさることながら、さらに論理飛躍して外国人労働者を大量に受け入れると犯罪の増加・凶悪化を招くとする治安的発想については、受け入れ論議においては避けられない論点となつ

ている。その際、つぎの二点に留意しより深く検討しておく必要がある。

まず第一は、出入国管理行政あるいはいわゆる入管法自体の主権国家における位置あるいは性格についてである。日本の移民行政は特殊であり、外国人を敵視ないし治安の対象とする移民管理行政については裁量の余地があまりにも広範囲であり、民主主義的統制が及ばない領域であるとする論議は案外多数であるかもしれない。ところが、各国の移民管理行政を概観してみると、日本ほどではないにしても（私には現時点ではこのような表現しかできないことを断つておく）、程度の差こそあれ、移民管理行政はあまりにも裁量の余地が広く民主主義的統制の及ばない領域である傾向が強いという指摘がある。⁽⁷⁰⁾この点は、日本政府の外国人観とそれに基づく政策の検討とともに、より深くより広く検討していかなければならない課題でもあろう。

つぎに第二は、外国人労働者の受け入れ如何を問わず、日本の政治・経済・社会において国際化や外国人との交流さらには外国人労働者との共働が必然的な流れだとすれば、住民生活から国家・社会の至る所で、外国人あるいは外国人労働者をどのようにみるかについて、そろそろ決着すべき時期にきており、日本における基本的理念なるものを確立していく必要があるだろう。

ところが、最近の靖国、皇位継承、夫婦別姓などの問題において、「日本の伝統的価値」なるものが平然と語られることが多い。これらの思想的背景には、単一民族主義、「男性の万世一系」などという生物学的にみても成立不能な非科学的主張がまことしやかに語られる「風土」みたいなものを感じずにはおれない。このような発想の一方の極には、必ずや外国人排除、異文化否定、さらには日本民族優越などの思想が生まれてくる必然性があると考えられる（例えば、男性の万世一系を金科玉条とする日本会議会長の平沼赳夫は、人権擁護法案の人権委員選出における外国人排除を主張し、その一点のみで法案に反対している―確かに同法案の廃案を私も主張しているが、その理由は全く

異質であり、むしろ平沼は古代・前近代的発想からの反対であり、私は現代の民主主義・人権観から反対していることを断つておく。このような根深い単一民族論、異文化排除論をのりこえたところに、はじめてまともな外国人労働者受け入れ論議が可能となることは確かである。そういう意味では、ここでは治安政策の対象として外国人労働者をあげるといふ現在の風潮は、外国人労働者の受け入れにあつて必ずのりこえなければならぬ課題であることを指摘することのみにとどめたい。

8 「外国人法」の整備と外国人労働者の受け入れ

外国人労働者を受け入れる場合に、現在の日本には、十分かつ必要な法整備が整っているであろうか。正直なところ、甚だ心許ない限りの状況にある。その理由は次の二つである。

一つは、外国人の入国・在留・出国にかかわる難民認定及び出入国管理法と居住市町村に一定の在留期間を有する外国人に対して登録を義務づける外国人登録法の二つのみしか外国人にかかる法律が存在しないことである。果たしてこの二つの法律のみで十分であろうか。また二つの法律の内容は、出入国管理と登録に限定したとしても、十分に法的な整備がされているものであろうか。このように、外国人にかかわる現行法の法整備の不具合あるいは未整備が論点となる。

もう一つは、先進各国の移民法を中心とする外国人法制の水準と日本の現行法のそれとの比較もさることながら、外国人労働者の将来的な受け入れ体制を展望した場合、現在の世界において唯一の国際水準である一九九〇年国連総会採択のいわゆる移民労働者とその家族の保護に関する条約を、日本が同条約を批准し国内法を整備するのか、未批

准のままかつ現行法のみで対応するのにかについても、重要な論点となる。

前者の論点についていえば、外国人にかかわる現行法のみでは、外国人労働者の受け入れを構想する場合、極めて不十分であるといわざるを得ない。というよりも、外国人の出入国管理と外国人登録のみでは、到底外国人・外国人労働者が事業所・地域・学校等で、働き、暮らしていくうえでは、現行法では全くカバールしきれていないことである。そうであることが判明している以上、外国人の生活・教育・文化・医療などの不可欠の生存条件についても、また外国人労働者の入職・就労・退職にかかわる労働条件についても、新たに「外国人法」の整備が必要であることはいうまでもない。このことは、一八都市で組織する外国人集住都市会議が毎年会議を行い、国内法制の外国人向けの新立法あるいは法改正を繰り返し要望していることでもわかるであろう。^①しかし現時点では、政府は上述の自治体の要望を聞かないどころか背を向けているとみるほうが妥当であろう。例えば、労働、社会保障、教育については早急に法整備を行う必要があるが、これらのことに対する検討すら政府は着手していない現状にある。このような政府の怠慢を放置しておくこと自体が問題であるが、動かない政府を動かす立法構想の提示も我々の課題として自覚しておかねばならないことであろう。

後者の論点については、同条約の批准とそれに基づく国内法整備の重要性が語られて久しいものである。政府が国会に批准を求めない事情は一体どこにあるのだろうか。この事情は、政府が現在採用している事実上の外国人労働者受け入れ政策なるものをみれば明らかとなるであろう。簡単に要約すれば、受け入れ政策なるものは、そのイニシアティブを法務省が排他的独占的に立案し、それで良しとする政策スタンスをとっており、その政策の中身といえは、少数の合法就労についてはつづれた蛇口のように小出しに徐々に増加させ（二〇〇五年をみると興行を除けば約一四万五千人過ぎない）、大多数の不法就労の存在を事実上容認しつつ何の対策もせず放置しているというものであろう。

このような政策を採りつづけている以上、上述の国連採択条約を批准するという発想が出てくるはずもなく、また批准することになれば、外国人・外国人労働者のあらゆることにかかわる国内法の整備が必要となることを正直いつて恐れているとしかみえないということが実際であろう。だからこそ、同条約の各条項ごとの法規範と日本の法現実との乖離状況を検証し、この乖離を埋める立法化および法改正の具体的課題を明確にする作業が必要であり、このことは避けられない重要な課題であり、主要な論点となりうるものである。⁽⁷²⁾

外国人労働者受け入れにかかわる法整備については上述のように国内外から具体的な課題が突きつけられているが、この法整備を行っていくうえで確認しておかねばならないことがある。それは、外国人労働者は職場で就労することはもとより、家族がありその家族を含めて家庭および地域において実際に生活していくという当たり前のことを確認することである。このことはまさに、日本で働く外国人労働者は具体的な人間であることを大前提として認めることでもある。残念ながら現在の政府の政策の中にも現行法についても上述の視点が全くないといつても過言ではない。それ以上にそれらの政策や法に垣間見えることは、外国人労働者をただチープレイバーとして酷使すればよいとする極めて資本にとつて都合主義的なものである。だからこそ、あえていうが当たり前の外国人労働者受け入れのための法整備が求められているともいえる。

四 外国人労働者受け入れ試論の提唱

本稿では、外国人労働者受け入れ試論を提起するために、主に論点整理を行い、論点のなかでも主要なものと考えられる論点を、若干検討あるいは検証したことである。これらの作業で受け入れ試論の輪郭は、不十分であつてもそ

れなりに描き出せたのではないかと考える。ここで強調しておきたいことは、私の立場としては、現在進めている政府や経済界の安価な労働力を導入することにのみ専念する試論の提起ではないことである。むしろ、彼らの推し進める労働・雇用法制の規制緩和と表裏一体にある安価な外国人労働者の大量導入に歯止めをかけ、国籍を問わずまた合法不法を問わず、すべての日本で働く労働者が人間らしい生活を営むための権利保障を実現することにある。そこでここでは、外国人労働者受け入れ試論の提起なるものとして、いくつかの論点の対抗軸を示すことで試論提起の任を果たしておきたいと考える。

1 新自由主義と外国人労働者の受け入れ

今政府が進める労働・雇用法制の規制緩和は、新自由主義そのものであるといつてよい。そもそも新自由主義とは何かといえば、経済分野であれ社会分野（労働・社会保障・福祉・消費・環境など）であれ、従来の法的規制を排除し、市場原理・競争原理万能主義を持ちこむものである。この新自由主義原理は、一九九〇年代を相前後して、公正労働基準たる労働保護のもろもろの労働条件の法的規制を緩和し、公的部門が担っていた職業紹介という雇用保護規制を緩和し、派遣労働を自由化しさらには偽装請負を野放しにする段階に至っている。

この新自由主義による労働・雇用法制の規制緩和は、資本による搾取を合法化するものであるが、これにあきたらず、恒常的な労働力不足（せまりくる少子高齢化への対応を含む）⁽⁷³⁾に対して、安価な外国人労働者を大量に導入しようとする政府・経済界は企んでいる。この外国人労働者の大量導入の兆しは、これまた一九九〇年代初頭から始まっている。まず、南米日系人労働者の導入、研修制度の変質による研修生の導入、技能実習生の導入に始まり、続いて各種

在留資格・期間の規制緩和による合法就労者の増加策、FTA・EPAによる医療・介護・農業分野等への導入の開始に至っている。これらの動向は決して大量導入といえないかもしれないが、大量導入の準備段階と規定してもまちはないが、

こうして導入された外国人労働者の実情をみると、第一は少数の合法就労と大多数の不法就労の存在、第二は合法・不法就労を問わず間接雇用の増加傾向、現行労働・社会保障法制の不遵守からくる劣悪な労働・生活条件というように、特徴づけられる。

このような新自由主義による、国籍を問わない、また合法・不法を問わないすべての労働者に対する搾取の合法化に対して、対抗軸は次のようなものとなる。

すなわち、まず国籍を問わないすべての労働者の権利保障のためには、国際人権諸条約で確立している内外人平等原則を日本において確立していくことである。労働者として有するすべての権利の平等保障は、外国人労働者受け入れにあつての大原則あるいは法原則である。つぎに、規制緩和の強行で押しつづがれようとしている労働・生活・生命を守る取り組みを攻勢的に行い、日本国内において均等待遇・平等原則を確立していくことである。これらのことが、外国人労働者受け入れ試論を構築していく場合の基本的な法原則である。このような諸原則が日本国内で確立していけば、日本労働者も外国人労働者も、安価でかつ無権利状態で酷使される状態は少なくとも解消していくことになる。このことが、新自由主義への最も有効な対抗軸となることを確認しておきたい。

2 主要論点と日本の克服課題

上述した主要論点に対する私の見解を示すことによつて、日本の克服課題の方向性を示しておきたい。このことが、試論提起の基本的枠組みを示すことにもなるう。

(一) 少子・高齢化対策として外国人労働者を受け入れることに妥当性があるのか。

結論として、少子・高齢化対策としての外国人労働者の受け入れには賛同しかねる。そういうふうになると、日本経済の規模拡大や成長を阻害されるのではないかという異論が出るであろう。この異論に対して、もう少し広い視野から私の主張を述べておきたい。それは、先進国を含め、EU・ASEAN・Brics・発展途上国が経済成長一辺倒主義で経済規模の拡大を追求すれば、地球環境の悪化を招き、人類が自らの首をしめることは火をみるより明らかである。「国際競争力」の強化の名の下に、人的・物的資源を使い捨てにしていけば、資本の利潤は極限化するかもしれないが、自然・社会・人間は崩壊していくことになるう。このような予測可能な現象を目前にして、経済成長を追い続けることは人類がとるべき選択肢ではないはずである。⁽¹⁴⁾

この無謀なグローバリゼーション(アメリカカプッシュ流)の犠牲者に、外国人労働者をしてよいものであろうか。決してそうではあるまい。むしろ、このテーマの対抗軸としては、身の丈にあつた国民経済の規模を見定めて、日本としては、男女ともに安心して働き健康な生活を送れる条件整備をすることによつて、外国人労働者の大量利用でなく、国内問題として少子・高齢化の問題を解決していくべきであるう。⁽¹⁵⁾ 何よりも、外国人労働者の大量導入は、発展途上国の自立的発展を阻害していることに想いを致すぐらいの視野の広さをもつべきであろう。自国の都合のみを優先させ、他国の不都合を看過する国際関係は成立しない時代に突入していることを確認しておきたい。

（2）日本はアジアにおいていかなる地位を占めいかなる役割を果たしていくべきか。

現在日本に導入されている外国人労働者は、南米日系人を送出する中南米地域を除くと、ほとんどがアジア地域から日本に送出されている。

このような状況にあるにもかかわらず、日本の外交政策、対外経済政策は、アメリカ一辺倒といつても過言ではない。外国人労働者を送り出しているアジア地域での日本のあるべき役割と地位と、アメリカ一辺倒の対外政策には大きなギャップがあるといえる。現在の世界をみると、アメリカの一国主義がアメリカの相対的地位を低下させ、それに追従する日本は、アジアにおいてまともな一国としての扱いをうけていない状況にあるといつても過言ではない。このことは、日本政府によるFTA・EPA交渉において、如実にあらわれている。すなわち、これらの交渉において、日本の対外進出の有利な条件を獲得せんとするあまり、交渉相手国の事情を配慮しない交渉姿勢があらわれている。そればかりか、アジアにおけるアメリカの覇権確保に協力するあまり、アジア諸国は日本をまともな一国と評価していないことが窺われる。

このような現在の日本のアジアにおける地位と役割に対する対抗軸としては、つぎのようなものとなる。すなわち、戦争の危機を強調してアメリカのいいなりにならないと日本を守れないとする風潮が幅をきかしているが、根本的には、日本がアメリカと対等な国となるほか途はないものといえる。そうすることによってアジア諸国からの信頼を獲得し、一定量の外国人労働者が必要であれば、安価な労働力としてではなく人間としての労働者を受け入れる途が開けてくるであろう。

この二〇数年の動向をみると、福島ダンサー変死事件、興行資格の事実上の奴隷としてのダンサー・シンガーの導入、研修生の奴隷的酷使などにみられるように、日本はあまりにも自国の都合のみを最優先させることばかりが目

立っている。このようなことを改めない限り、またアメリカの属国としての地位を抜けどささない限り、アジア諸国から信用されないであろう。要するに、日本は、アジアの単なる一国であることを自覚し、対外政策をアジア重視に変えていくことによって、アジア域内の労働力移動に貢献していけることにもなる。

(3) 日本の外国人労働者の受け入れは送り出し国の自立的発展に寄与してゐるであろうか。

ごく一部の合法就労を除いて、現在日本に導入されている合法・不法の外国人労働者の大多数は、母国すなわち送り出し国のおえていえば政治的、経済的な自立的発展に寄与してゐるかどうかの検証が必要であらう。ここで結論的にいうと、母国の自立的発展に寄与してゐるとは到底いえないことだけを指摘しておきたい。例えば、南米日系人(ブラジル、ペルー)、研修・技能実習生(中国、インドネシアなど)、興行資格のダンサー、シンガー(フィリピン、東欧、ロシア、タイなど)などをみるとつぎのことが看取できる。一つは、安価な単純労働者として酷使されてゐるとはいえても、母国の自立的発展に寄与してゐるとは到底いえない。もう一つは、「興行」についてみると、実態的には風俗産業における安価な労働力として暴力団、ブローカーなどに食い物にされてゐるといえても、母国の発展に寄与するどころか、生命すら危険な目に遭い、無事帰国しても疾病に冒され、廃人になる事例も少なくない事実が存在する。⁽⁷⁶⁾

このような事実に対して、日本で稼ぐ金額は母国では高額となり、家族の生活を支えられるだけでもいいではないかとの反論もあろう。私の言いたいことは、家族の扶養が母国の経済的強いては政治的自立につながつてゐるか否かであり、要するにその自立的発展につながつてゐないことである。それにもまして、母国で教育を受けた労働力が母国の経済的事情により他国で酷使されることの母国にとつての損失の方が、私の関心事である。

程度の差はあれ、労働力の導入が受け入れ国の利益となり、労働力の送り出しが送り出し国の損失となることは一般的にみられるところであるが、日本の場合をみると、送り出し国にとって百害あつて一利なしというほどに労働者として酷使される事実があることだけを指摘しておきたい。

そうだとすれば、ここでの対抗軸とはいかなるものであろうか。ここで理想論として、導入される労働力がすべて母国に寄与しなければならぬといつてゐるわけではないことを断つたうえで、次のことを提起しておきたい。すなわち、大量の外国人労働者の導入が先進国のみならず、送り出し国（発展途上国）の発展につながっていない現在の国際経済の秩序を変革していかなばならないということを強調しておきたい。

例えば、FTA・EPA交渉において、ほかの工業・農業産品と労働力が同じ枠内で取引されることだけはやめるべきであろう。工業・農業産品であれば不良品として取り替えることもできようが、人間労働は取り替えることができないことを指摘しておきたい。そのためには、労働力の国際取引においては、国際人権諸条約に定める法原則を基本理念とした二国間協定の締結に従つて、労働力の受け入れ・送り出しがなされるべきであろう。いずれにしろ、経済的FTA等の対象として労働力をとりあげるべきではない。

（4）外国人労働者受け入れのための規制緩和政策は正当性をもつものであろうか、また日本人労働者にとつていかなる意味をもつか。

現在、経済界が進める労働・雇用分野の規制緩和策は、国内の関連法制すなわち日本人労働者向けの規制緩和策のみではない。さらに加えて、外国人労働者の大量導入のためのさらなる規制緩和策も強力に推進しようとしている。そのことは、企業内の人的国際移動、経済界にとって都合のよいかつ利用しやすい在留資格・期間への改変、他国の

派遣会社を通じた派遣労働者の導入、請負形態での導入などでの規制緩和策に如実にあらわれている。このような国内外の労働力調達における規制緩和策は、個々別々に行われているのではなく、まさに総体として表裏一体のものとして行われている。

現在日本の労働者や労働運動のなかには、自己に対する規制緩和攻撃が激しいあまりに、外国人労働者を視野の外におく傾向がないともいえない。それどころか、外国人労働者への支援は日本人労働者の権利保障につながらないとする意見が存在するの(7)も事実である。

このような日本の労働者や労働運動の動向はさておき、外国人労働者受け入れにおける規制緩和に対しての対抗軸とはいかなるものであろうか。まず、規制緩和を外国人労働者の受け入れという分野に限定したものとしてのとらえ方ではなく、労働・雇用法制における規制緩和総体としてのとらえる必要がある。換言すれば、労働・雇用法制における規制緩和も外国人労働者受け入れにおける規制緩和も、「内外人」を問わないすべての労働者に対する攻撃としてとらえるべきであろう。今昔を問わず、労働市場における最も弱いかつ劣悪な労働条件で働く労働者の存在が、労働者全体の労働基準を押し下げる「沈み石」の役割を果たすことは、歴史の示すところである。このことを現代の労働市場に適用すると、外国人労働者が「沈み石」の役割を果たしていることになる。このことの検証については、更なる実証作業が必要となるが、「沈み石」としての外国人労働者の役割という仮説については、過言ではないといえよう。つぎに、規制緩和に関する上述のとらえ方を前提とした場合、ここでの対抗軸は、国籍を問わないすべての労働者に対する攻撃として規制緩和をとらえ、かつ労働者が人間らしい労働・生活することを保護理念として、法規制を強化し、その法規制の維持向上のために集団規制(団結権)を強化することである。昨今の法規制の度重なる緩和と集団規制力の低下をみると、相当困難にみえるが、労働者の権利保障は労働者以外になしえないという歴史的経

験のみを指摘しておきたい。

（5） 外国人労働者を治安政策の対象とすることに正当性はあるのか。

日本においては、戦前・戦後を通して外国人を治安管理的の対象としてきたことは紛れもない事実であり、その発想は現在も継続しているといえる。この歴史や発想が外国人労働者の受け入れ政策にも引き継がれている。一九九〇年以降の数次の出入国管理基本計画に明確にあらわれている。それは、不法就労防止策と単純労働者受け入れ拒否理由においてである。近年では、不法残留者半減対策にも治安的発想があらわれている。この一五年ぐらゐをみると、近年の動向は治安政策的発想が強化されているといつても過言ではない。⁽⁷⁸⁾

この政策や発想は、外国人や外国人労働者の責に帰すべきものであろうか。私は決してそうではないと考えている。ごく簡単に言えば、オールドカマーもニューカマーも、好んで日本に入学したり導入されているわけではない。むしろ韓併合、強制連行、ブローカー等の詐欺による導入（例えば、研修生、エンターテイナー、不法就労の大多数）などの理由によつて、日本に入学している事実を見過ごすべきではなからう。

このような日本政府の政策や発想に対する対抗軸としてはいかなるものが考えられるであろうか。まず、出入国管理行政の分野は自国民にとつて関心が薄く権力の恣意が働く分野であり、民主的統制のきかない分野ともいえる。ここに権力側の治安的発想を許す土壌がある。たとすれば、出入国管理行政の透明性と民主的統制が求められる。ところがこのような要請を実現するのは容易なことではない。たとえ困難であっても、これほど人の移動が容易となり日本には一年に七五〇万人近くの外国人が出入りする国際化の時代にあつて、従来の治安的発想のみで出入国管理行政を執行していくことは許されないのであろう。

つぎに、日本の手前勝手な都合で導入されている外国人労働者の実態をみると、むしろ意図的に不法就労者を多数作り出している現行の出入国管理政策と法制の根本的な変更が求められているといえよう。意図的に法的地位の不安定な外国人労働者を多数作り出す法システムを放置しておいて、不要になれば取り締まりを強化し摘発し退去強制するという政策手法はこれまた治安的発想を生み出す土壌ともなっている。この現行の政策と法制を改めることがここでは対抗軸として定立されるべきであろう。

(6) 外国人・外国人労働者の権利保障にとつていかなる法整備がなされるべきであろうか。

現在の日本には、外国人・外国人労働者にかかわる法律としては、出入国管理及び難民認定法と外国人登録法が存在するのみであることは上述した通りである。この二つの法律はいずれも、外国人・外国人労働者の権利保障を定めたものではなく、むしろ外国人・外国人労働者を管理するためのものである。

このような法律しか存在しないなかで、外国人は一年で七五〇万人近くが入国し(二〇〇五年)、そのなかで外国人登録者数は二〇〇五年で二〇〇万人を超えるに至り、総人口に占めるその割合も一・六%に迫ろうとしている。またいわゆる合法と称される就労目的の在留資格を有する外国人労働者数は増減があるものの一八・一九万人に達している。さらには不法就労と称される外国人数は一〇〇万人とも二〇〇万人とも推測されている。このような外国人・外国人労働者の在留状況にあるにもかかわらず、管理を目的とする法律が二つしかなく、それでもつて良しとする政府の政策スタンスが継続している。

このような法状況にあつて、ここでの対抗軸とはいかなるものであろうか。何よりも異常な法状況と異常な在留状況という矛盾を解決することがまず先決であろう。すなわち外国人も外国人労働者も日々暮らしを営む人間であると

いう自明のことを前提とすれば、外国人の法的地位や在留期間の長短によっても若干事情が異なるとはいへ、最低限必要不可欠な事項として、労働、社会保障、社会福祉、教育、行政サービス、住宅、防災などを列挙することができる。これらの事項にかかわる法律の整備が求められていることはいうまでもない。このことの必要性は漫然と構えている時間的余裕はないものであり、早期に上述の事項の法整備がなされなければならないことを強調しておきたい。⁽⁷⁹⁾

ただここで確認しておきたいことは、オールドカマーとされる外国人でさえその権利保障において否認あるいは制約されている状況がある（生活保護、年金、公務における管理職への就任、参政権など）。このような状況のなかで、ニューカマーとされる外国人労働者の権利保障のための法整備を実現していくことは並大抵のことでないことは私も承知している。しかし、法整備ができていない状況を悪用して、外国人や外国人労働者の権利が侵害されてよいものであるうか。私は、そのような権利侵害を温存助長する現況を、放置することを見過ごす立場に与するものではない。とりわけ、外国人労働者の就労現場や日常生活における権利侵害の状況をみると、権利保障のための法整備の緊急性と必要性の感を強くするものである。

3 一定のまとめ

ここでまず、新自由主義と外国人労働者の受け入れを論じたのは、国籍を問わずすべての労働者の権利侵害の元凶は新自由主義的労働政策にあると考えたからである。この視点は、現代の労働問題を論ずる際に不可欠のものであり、国内労働者すなわち日本人労働者と外国人労働者とを区別ないし峻別して論ずる大きな傾向ないし趨勢に対する警告でもある。

つぎに、受け入れ論議にかかわる主要論点と考えられる六点について、上述の問題状況の分析をふまえて、私なり
の見解を示すことによつて、各論点において若干の對抗軸を明らかにし、受け入れ試論なるものを提起しようと試み
たものである。論者によつては、試論に値しないものと評されるかもしれない。

私はそのような批判を覚悟で、あえてこのような試論を展開しようとしたのには次の事情がある。政府や経済界が
策謀している目先の受け入れを実現するために、短期的で小出しに徐々に彼らの野望に近づくとという手法ではなく、
日本が外国人労働者を受け入れるにあつて、一定の長期間を視野において、日本があるいは日本政府が克服しなけ
ればならない論点を検討するなかで、試論の輪郭を浮かび上がらせようとしたものである。換言すれば、上述の六つ
の論点は、外国人労働者の受け入れにあつては、日本にとつて必要不可欠なものであり、このような論点を棚上げ
にする外国人労働者の受け入れはあつてはならないと考えるに至つたからである。ともすれば、政府や経済界が小出
しに打ち出してくる受け入れにかかわる事項に流されることのないようにとの私自身への戒めでもある。最後に、本
稿の受け入れ試論は、粗雑かつ論証不足の点が多々あるが、それらの点については他日を期したいと考える。

(31) ここに羅列する論点は、個人・団体・政府などが提起している受け入れに関する論点を私なりに再度まとめて記述し
たものである。少々くどいようであるが、現在提起されている論点をできるかぎり網羅して紹介しておくことも、今後
の作業にとつて必要であると考えたからである。ここでは、個人・団体・政府等が提起する論点を羅列するだけでなく、
各論点について、異論・課題・疑問などを指摘しておいた。ただ、私は当面する論点として提起しているが、それらが
五年間ぐらいで解決するものとの甘い認識を持つていないことだけは断っておきたい。

(32) 一九九〇年施行の改正入管法で改変された「研修」制度、その後研修を経た後の「技能実習」制度の創設という経緯

をもつこれらの制度は、当初、この資格での入国は少数であったが、現在一三万人以上にも及び、国籍は、中国、インドネシア、ベトナム、フィリピン、タイの順序となつてゐるが、中国が群を抜いてゐる。この制度に対する実態と批判については、さしあたり、外国人研修生問題ネットワーク編『まやかしの外国人研修制度』現代人文社、二〇〇〇年を参照。さらに、この研修制度については、二〇年以上にわたつて、研修生の「労働者性」を認めてこなかったが、やつと政府は「研修生を労基法の対象に」と、二〇〇六年九月に至つて「労働者性」を認めることとなつた(日本経済新聞二〇〇六年九月二二日付「タタ」)。さらに、厚労省研究会は、「安価で酷使防止」として、研修・技能実習生の報酬水準の引き上げを検討してゐる(日本経済新聞二〇〇七年二月一六日付)。

(33) ここでいう現行法制度と在留実態との矛盾を団体としてはじめて提起したものとして、外国人集住都市会議「浜松宣言及び提言」(二〇〇一・一〇・一九)がある。ここでは、教育、社会保障、外国人登録等諸手続に関する提言が行われ、ギャップをうめるように国と県に求めている。

(34) 日本は、一九四五年の敗戦を経て、一九五一年サンフランシスコ講和条約の片面講和によつて、国際社会に復帰した。同時に旧安保条約をアメリカとの間で締結し、西側の一員としてアメリカに従属することとなつた。それでも、経済復興を重視し、アジアにおいて、経済的に「大国」となる地位を得ている。しかし、戦前に犯した日韓・台併合、中国・東南アジアへの侵略という紛れもない歴史的事実について、「村山談話」を除けば、まじめに反省と謝罪を行つていない。それどころか、今、憲法改正を画策し、教育基本法を改正するなど復古主義的傾向を政府は進み、アジア諸国からは不安と批判があがつてゐる。このような歴史的事実からみると、今後、日本がアジアにおいてその地位と役割をいかにするかは、外国人労働者の受け入れともかわつて、今日重大な局面にあるといえよう。このような状況にあつて、麻生外相は、アメリカ下院の従軍慰安婦批難決議に対して、真つ向から対立する見解を表明し、同問題に関する河野談話を否定してゐる。このように、日本政府の指導者が歴史的事実すら認めない状況で、アジア諸国が日本をまともな国とみならずもなからう。また、安倍首相も従軍慰安婦に強制力はなかったとして、歴史的事実に背をむける暴挙にでている。(35) 送り出し・受け入れ国双方にメリットのあるアジアを中心とした労働力移動を展望した場合、現在の日本政府の受け入れ政策は、人権無視のかつ安価な労働力の使い捨てという方向しかみせていないなかで、展望は正直いつて相当暗い

といわなければならない。

この点にかかわって、「フィリピン、インドネシアなどアジアの発展途上国でパイロット、医師、看護師などの技能人材の海外流出が加速している。先進国が人材不足を補うために外国人の雇用を増やしているためだ。今後の中国、インドの経済成長や先進国の少子・高齢化を背景に流出は続く見通し。『医療・教育水準低下は社会インフラの崩壊につながる』との懸念が高まり、(発展途上国が)人材引き留めの動きも始めた」との報道もある(日本経済新聞二〇〇六年三月二十七日付)。発展途上国の自立阻害例として、インドネシアのパイロットのマレーシア・シンガポールへの流出、フィリピンでの二〇〇病院の閉鎖などがあげられている。

(36) 本稿においては、主要な論点として、あえて「多文化共生社会」の問題をとりあげていない。それは、このことが重要ではないからではなく、私の能力をこえる問題でもあり、また、現在の日本の状況をみると、多文化共生を根づかせるためには現在日本の政府の採る単一族論に基く外国人排除・治安的管理政策を変えさせる努力の方を優先させるべきであると考えたからにほかならない。このテーマの検討は他日を期したい。さしあたり鈴木江理子『多文化社会における社会システム再構築のための基礎研究』フジタ未来研究所二〇〇〇年参照。

(37) 朝日新聞でさえ、「外国人犯罪に不安増幅」という特集をくんでいる(二〇〇四年四月二二日付)。密航については中国を、武装スリ・不法残留絡みについては韓国を、旅券偽造についてはフィリピンを、少年犯罪についてはブラジルを、特徴としてあげている。このような組織犯罪と通常犯罪を区別しない現状がまかり通っている。外国人労働者が増えれば、犯罪が増加するが如き風潮は、意図的なプロパガンダそのものである。

このような風潮に対して、「移民は犯罪ではない」とする報道は次のように述べている。すなわち、「南米ウルグアイの首都モンテビデオで移民問題をテーマに開かれていた第十六回イベロアメリカ首脳会議は、五日、『移民は犯罪ではない』とする『移民と発展に関するモンテビデオの約束』と最終宣言、九つの特別声明を採択して三日間の日程を終えた。

米国の対キューバ経済封鎖の解除を求める声明も採択されました。

イベロアメリカ首脳会議はスペイン、ポルトガルと両国の植民地だった中南米諸国、前回から参加しているアンドラ

公国の二十二カ国で構成されています。

『モンテビデオの約束』は、『移民を犯罪とする政策はとらない』とし、不法移民の予防や罰則化にあたって『国際社会はより大きな責任を負う』と指摘。合法的な外国人労働者の入国や滞在について、人権や労働条件を最大限、保障するよう呼びかけています。

『最終宣言』は『国連憲章の原則の全面的な支持』を表明。主権尊重、国内問題への不干渉、多国間主義の強化などを改めて強調しています。

特別声明の一つは、米政府がメキシコ国境に強化フェンスを建設しようとしていることに反対を表明し、フェンスは両国の友好関係と相いれず、不法移民の流入を食い止められないと指摘しています。（赤旗二〇〇六年一月七日付）。

(38) 二〇〇四年一〇月二十九日開催の外国人集住都市会議は、二〇〇一年の浜松宣言をさらに進め、雇用・労働・社会保障加入・ハローワーク・教育・言語・派遣法・日系人就業・就労管理・多文化共生・防災・子育て・カウンセリング・不就学・外国人学校などの施策、法整備を、県と国に求めている（豊田宣言、二〇〇四年）。

(39) 正直いって、私もそうであるが、国をはじめ関係機関においても、受け入れ実態、受け入れの質と量、受け入れ体制整備の到達点という受け入れにとって不可欠の総体的分析作業が行われなのまま事態は進行している。とくに政府においては、上述の課題について省庁バラバラで行っており、経済界に至っては、自らの都合のよい要請ばかりを行っているのが現状である。このような状況のなかで、経済界の目先のかつ都合のよい要望に対して、従来頑固で排他的独占権に執着していた法務省が、徐々にその要望に応える姿勢に転換していることは気になるところである。

(40) 私は、以前、国民経済規模の問題について、地球環境の制約と人類の生存危機のなかにあって、国際的にも個々の国家においても、現行通貨基準（米ドル）による「経済規模の拡大」あるいは「成長一辺倒」は、二一世紀においては、許されないとする問題を提起しておいた。拙稿「外国人労働者受け入れ構想づくりに向けて」（七・完）大阪経済法科大学法学論集第五七号（二〇〇三）一四頁。

(41) 戦後日本経済の到達点と現局面については門外漢であり、そのこと自体を論ずるつもりはない。むしろ本文で素描したことは、国民経済規模を考えるにあたって、アメリカ流の経済のグローバル化（環境無視、軍事優先、格差社会）に

追隨する途に将来はなく、身の丈にあつたかつアジア諸国との共存を基調とした国民経済の規模を考えるべきであることとを強調したいがためである。とくに貨幣基準のみで成長なり規模を計ることの危険性を指摘しておきたい。

(42) 私は、日米政府の指導部が進める経済のグローバル化の方向は永遠につづかないし、むしろ人類のためには継続させなければならないものと考えている。そのためには、アメリカ流グローバル化に対抗する軸がそろそろ提唱されてもいいのではないかとその期待をもつことしきりである。この点について、さしあたり、都留重人「アメリカからの完全な自立を！」同『市場には心がない—成長でなくて改革こそ—』岩波書店、二〇〇六年一〇一頁以下参照。

(43) 新自由主義に対抗する潮流として「世界社会フォーラム」の世界的な運動がある。この運動は二〇〇一年からはじまり、今年で五回目となる。とりあげられるテーマは、「債務と貧困」、「平和」、などの新自由主義がもたらしている弊害をとりあげ、地域としてはラテンアメリカ・アジア・アフリカへと拡大している。二〇〇一年ブラジル・ポルトアレグレ、その後二〇〇五年インフォ・ムンバイ、二〇〇六年マリ、パキスタン、ベネズエラで開催され、二〇〇七年アフリカでの最初の開催となった。この動向を今後注目しておきたい。

(44) これらの分野への外国人労働者の導入については、対フィリピン・タイとのFTA交渉で対象となり、少人数の導入が確認されている。例えば、「看護・介護へ最大一、〇〇〇人」朝日新聞二〇〇六年一〇月二六日付参照。

(45) 例えば、介護について、全国の福祉法人において、研修生かどうかは不明であるが、また派遣の形をとった不法就労かもしれないが、すでに外国人の介護士が就労している事実がある。また、介護士受け入れの準備についても精力的に行われている（日本経済新聞二〇〇六年一〇月一六日付）。

(46) 集住都市会議の動向については紹介したところであるが、私が調査した群馬県大泉・太田及び愛知県豊田においても、例外なく、本社採用は全くなく、すべて下請の部品メーカーで、パート・派遣・偽装請負で就労している。「特集外国人労働者の受け入れと人権保障」人権と部落問題七二五号所収六頁以下拙稿参照。

(47) 例えば、法務省出入国管理局でさえ、部分的に同意できない箇所があるが、次のように述べている。すなわち「不当に安い賃金で働く不法就労者が日本人労働者の雇用機会を奪ったり、雇用主が安価な労働力として不法就労者を雇った結果、合法的に労働者を雇用了した場合に比べて経済競争上有利となる」と述べている（法務省出入国管理局編『出入国

- 管理二〇〇六』アイネット、二〇〇六年五七頁）。
- (48) 例えば、猪口少子化担当相が、少子化対策として、「お見合い国営で」を提言する体たらくぶりである（朝日新聞二〇〇六年五月一九日付）。
- (49) 第二大戦後、ドイツとフランスは労働力不足対策として、旧植民地から労働力を導入したが、その後、帰国奨励政策・導入中止政策を採ったが、生活基盤を築いた移民労働者が帰国せず、さまざまな問題をかかえるに至っている。それに加え、域内の労働力移動の問題もかかえている。
- (50) 例えば、安倍首相は、経済連携一六カ国案を提唱したが、中国との主導権争いが表面化しており、今後、アジアにおける日本の地位と役割が試されることになろう（日本経済新聞二〇〇七年一月一五日付）。要するに、日本はアメリカの覇権を背景に、大国ぶることを戒め、アジアにおいては単なる一国であるとの自覚をもつことである。ところが、国内には憲法改正等の復古主義的傾向を強め、対外的には世界を視野においた日米軍事同盟戦略を進めている状況は、結局、アジア諸国との摩擦を生むことになるう。
- (51) アジアから導入されている労働力の現状については、前掲注(47)一四―二二頁。
- (52) ここで強調しておきたいことは、政治的に復古主義を払拭し経済的にはアメリカ流新自由主義から離脱することが、不可欠の選択肢であることである。
- (53) 二国間・多国間交渉の現状については、「乱立FTA利害交錯」日本経済新聞二〇〇六年一月二〇日参照。
- (54) 「アジア共同体」の一つとして「東アジア共同体」が提唱されているが、その内容については、日本経済新聞二〇〇六年一月二一日付「東アジア共同体って何？」、小原雅博『東アジア共同体』日本経済新聞、二〇〇五年参照。
- (55) 拙稿「アジアの労働力が自由化される日」力の意思二〇〇三年一〇月号一九頁以下参照。
- (56) 日本経済新聞二〇〇六年八月一六日付。
- (57) 前掲注(56)
- (58) 現下のFTA交渉において、工業・農業産品と並んで介護・看護師が交渉対象となっているが、FTAは経済交渉であり、人間労働を対象とすべきでない。人間としての労働力移動については、ILO・国連において国際条約が用意さ

れておりそれらの条約あるいはILOの提示する二国間モデルに従って行われるべきである。

(59) フィリピンについては、これまで多くの論稿において紹介してきている。フィリピンは二〇〇〇年をめどに、労働力輸出に依存しない国民経済をめざしていたが、このことを達成できずに、相変らず、海外雇用に依存する状態にある。日本に限っても、二〇〇五年のフィリピン籍の外国人登録者数は約一九万人弱に上っている。一九八六年に比べると一〇倍に上の増加を示している(前掲注(47))。

(60) 例えば、日本の受け入れがプラスとなっていないものとして、研修制度がある。この制度は本来的に母国に帰国後、送り出し国に役立つ技能・技術を養成するものである。ところが実態は全くそうはなっていない。日本経済新聞二〇〇六年一月一七日付「外国人研修制度」参照。

前掲注(35)の後段、日本経済新聞二〇〇六年三月二七日付参照。

(61) 山崎圭一『リオのビーチからの経済学―市場万能主義との決別』新日本出版社、二〇〇六年六五―六六頁。なお、フィリピンに関しては、色平哲郎「医療・介護現場をめぐる日本とフィリピンの事情」福祉のひろば四四号三二頁以下参照。

(62) フィリピン人介護士の受け入れについての賛否は、日本経済新聞二〇〇六年一月六日付参照。FTA・EPA協定による介護・看護師の受け入れシステムにおいて構想されているものは、いずれの場合も、三十四年の研修・養成期間を設け、後に資格取得・国家試験の合格のシステムをおいている。このことは、資格不取得あるいは試験不合格の場合、帰国させることになる。私が注目するのは、三十四年の研修・養成期間に安い労働力として利用することに重点がおかれているのではないかということである。この点については、日本経済新聞二〇〇七年一月二一日付参照。

(63) 新組織については、日本経済新聞二〇〇六年六月一〇日付参照。この新組織においても、残された主要論点として「外国人労働者受け入れのさらなる拡大」をあげている。

(64) LUM(移住労働者組合)の報告によれば、時給三〇〇円で年間四〇〇〇時間以上就労している事例があるとしている。二〇〇七年二月一七・一八日開催の民法協「春闘権利討論集会」におけるLUM委員長川崎氏の報告によれば、年間三四〇日以上就労する事例、連続四二時間半就労する事例、月間労働時間四六七時間三一日間無休の事例、退去強制を恐れ労災申請をしない事例、職場でのセクハラ・いじめの事例があるとしている。例えばLUM三〇・三一合併号参

照。

- (65) 拙稿「外国人労働者受け入れ試論」(一) 大阪経済法科大学法学論集六四号七二一七四頁参照。
- (66) この点については、一九九〇年代以降それなりに活発化しつつある状況にあるといえる。さしあたり、近藤敦編著『外国人の法的地位と人権擁護』明石書店、二〇〇二年所収の各論文参照。
- (67) 警察庁編『平成一八年版 警察白書』ぎょうせい、二〇〇六年一七二頁以下。
- (68) 前掲注(67)一七二頁。
- (69) 前掲注(67)一七五頁。
- (70) テッサ・モリス・スズキ著、辛島理人訳『自由を耐え忍ぶ』岩波書店、二〇〇四年一〇六一一〇七頁、一一〇頁、一三三頁参照。
- (71) 外国人集住都市会議『よっかいち宣言』(二〇〇六・一一・二二) 参照。今回の宣言は三回目となるが、開催当日、政府の各省庁からも中間管理職が出席し、一八都市の要望に応えていたが、「これから前向きに検討する」というだけで、何一つ法整備について改善の回答はなかった。この会議そのものが、自治体と経済界と政府との合作の面があり、限界もあるにはあるが、五年間同じことを要望していることをみると、政府のサポートタジュという事実だけが明らかにになっている。
- (72) この乖離状態を検証したものとして、日本弁護士連合会編集委員会『定住化時代の外国人の人権』明石書店一九九七年のほかに、国際法学者によるものもあるにはあるが、これらとて、決して十分ではないと考える。この課題は、一人で行なうものでなく、なんらかの共同プロジェクトが必要となっているといえよう。さしあたり、金東勲『国際人権法と在日外国人の人権』注前掲(66)二五三頁以下参照。
- (73) この点について、井村喜代子は次のように述べている。すなわち「新自由主義は主要課題に社会保障・福祉の削減(自助の確立)を掲げ、先進諸国は財政赤字克服のために社会保障・福祉の削減と国民の「社会保障負担費」増を強行していった。
- 同時に新自由主義は経済活性化の重要な柱として、雇用・労働面にも規制緩和・競争市場原理を導入し非効率的な企

業・労働者の淘汰による効率化を掲げ（前述）、先進諸国ではリストラによる雇用削減・労働コスト削減とともに非正規雇用者・外国労働者の雇用拡大、労働者の権利削減が進んだ。

先進諸国の東アジア・中南米等への対外進出と外国での外部調達拡大は、著しい低賃金・劣悪な労働条件の現地労働者の利用拡大によって本国労働者への圧迫を強め、本国労働者の労働諸条件の悪化、労働組合の弱体化を進めた。

以上のリストラと外国労働者の大量利用は、新自由主義が目指した雇用・労働面での効率化と労働者の権利縮小・労働組合の力の弱体化という目的の実現を助けたといえよう。」経済二〇〇七年一月号三三—三四頁。

(74) 自然・社会・人間を破壊する新自由主義批判についてはさしあたり、『新自由主義と現代社会の危機』季刊経済理論第四三巻第一号所収の各論文参照。

(75) 私と問題意識が基本方向として同じと考えられるものとしてさしあたり、松本明彦『人口減少経済の新しい公式』日本経済新聞社、二〇〇四年、及び社会政策学会編『少子化・家族・社会政策』社会政策学会誌第一四号、法律文化社、二〇〇五年所収の関連論文参照。

(76) 人身売買あるいは人身取引について、日本経済新聞二〇〇四年五月一六日付、同一〇月八日付で報道している。このことを証明するかのように、坂中英徳東京入管局長は、「興行資格での入国は事実上、外国人ホステスの調達手段で、時には劣悪な条件下の労働や売春まで強いるものになり果てている。これを政府も長年放置してきた」と述べ、場合によっては、業界や政治家などの圧力で入管行政が弱腰になったことが原因とも述べている（朝日新聞二〇〇五年二月二八日付夕刊）。

(77) 外国人労働者が導入されて二〇年も経緯しているにもかかわらず、押し並べて、日本の労働運動は腰の重い状況が続いたといえる。連合も全労連もようやく最近、取り組みをはじめたばかりといっても過言ではない。その中でLUM (Labour Union of migrants) は、いろいろな問題をかかえつつも、組織をたちあげ、外国人労働者の救済・相談に奔走している。なぜ日本の労働者が、外国人労働者問題に取り組むことをさける傾向にあるのかを今後検証し、取り組みを強化していく方向にもっていくことが、課題となっている。ただ他人事のように知らんぷりをしていると、自らの首をしめることになることだけは確認しておきたい。それは、日本人労働者の権利への攻撃および労組の弱体化も外国人労働者

働者の導入も新自由主義によるものであるからである。

(78) 治安的発想の強化について、最近に至っても、「治安優先か労働力活用か」で外国人労働者受け入れについて揺れる政府方針と報道されている（朝日新聞二〇〇六年六月一〇日付）。同報道は、外国人への支援と地域融和策が後手に回っているとも指摘している。このような状況のなかで、外国人登録を「特別永住者」については自治体が、出稼ぎ目的の来日外国人については入国管理局で一元的管理とすることをうちだし、外登法および入管法改正案を二〇〇七年国会に提出するとしている（朝日新聞二〇〇六年六月一〇日付）。ここで問題となるのは、外国人登録について「個人管理から世帯管理」の動きと相俟って（日本経済新聞二〇〇七年二月一八日付）、つねに政府は生存・生活条件よりも、「管理」を強化する方向に動いていることである。そういう意味では、方針の揺れというよりも、未だに治安的発想に重点がおかれているとみて間違いなからう。

(79) 法整備にあたっては、各種権利について外国人を権利享有主体として容認するか否かからはじまり、各種法規の改正、新立法の制定に至るまで、各レベルでさまざまな課題があることを確認しておきたい。ただ、外国人・外国人労働者の日本での在留状況は、現行法制をこえた段階に至っていることを見過さすべきではないことを強調しておく。

日本でその習慣を好む。果して然らば、こゝに於て其の生活の便宜を以てして、こゝに留まるべきであらう。

(四) 高麗人の移住に付て、吾國政府は、何れも其國人を謝絶せず、其主権を以て、吾國に於て其の生活を許すべし。吾國に於て其の生活を許すべし。

要するに、我々の海外移住の便宜を以てして、こゝに留まるべきであらう。また、吾國政府は、其の生活を許すべし。

吾國政府は、何れも其國人を謝絶せず、其主権を以て、吾國に於て其の生活を許すべし。吾國に於て其の生活を許すべし。

吾國政府は、何れも其國人を謝絶せず、其主権を以て、吾國に於て其の生活を許すべし。吾國に於て其の生活を許すべし。

吾國政府は、何れも其國人を謝絶せず、其主権を以て、吾國に於て其の生活を許すべし。吾國に於て其の生活を許すべし。

吾國政府は、何れも其國人を謝絶せず、其主権を以て、吾國に於て其の生活を許すべし。吾國に於て其の生活を許すべし。